

あなたへ



警察署一覧

警察署	所在地	電話番号
宇都宮中央 警察署	宇都宮市下戸祭1-1-6	028-623-0110
宇都宮東 警察署	宇都宮市中今泉3-5-63	028-610-0110
宇都宮南 警察署	宇都宮市みどり野町1-8	028-653-0110
小山 警察署	小山市大字神鳥谷1738-5	0285-31-0110
足利 警察署	足利市千歳町94-7	0284-43-0110
栃木 警察署	栃木市箱森町40-14	0282-25-0110
那須塩原 警察署	那須塩原市方京2-15-1	0287-67-0110
佐野 警察署	佐野市浅沼町573-6	0283-24-0110
鹿沼 警察署	鹿沼市上殿町1000-5	0289-62-0110
真岡 警察署	真岡市荒町115	0285-84-0110
下野 警察署	下野市下古山2451-41	0285-52-0110
大田原 警察署	大田原市紫塚1-1-4	0287-24-0110
今市 警察署	日光市今市1378-1	0288-23-0110
さくら 警察署	さくら市馬場786-1	028-682-0110
矢板 警察署	矢板市中2001-1	0287-43-0110
日光 警察署	日光市稲荷町2-2-2	0288-53-0110
那須烏山 警察署	那須烏山市初音3-6	0287-82-0110
茂木 警察署	茂木町大字茂木209-2	0285-63-0110
那珂川 警察署	那珂川町北向田85	0287-92-0110

被害にあわれた方やご家族へ

はじめに

このパンフレットは、皆様に

- 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。また、そこでは、どのようなご協力をお願いすることになるのか。
- 利用できる制度には、どのようなものがあるのか。

といったことをわかりやすくお知らせするためのものです。

お手元においてお役立てください。

栃木県警察

目次

警察と刑事手続の流れ	P 1
犯人が成人の場合	P 1
犯人が少年の場合	P 3
捜査へのご協力をお願い	P 5
被害者等の方々が利用できる制度(警察関係)	P 6
被害者等の方々が利用できる制度(検察庁・裁判所等)	P 9
被害者等の方々が利用できる制度(その他の機関)	P13
各種相談機関・窓口	P15
県や市町による見舞金制度	P17

警察と刑事手続の流れ

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といいます。警察は、事件が発生すると捜査を開始します。そして、犯人（被疑者）を捕まえ、取調べを行い、犯人の犯した罪の事実を確認します。警察は、犯人を検挙すると、事件を検察官に送ります。犯人は、検察官により起訴され、裁判（公判）が開かれます。

このように、刑事手続は大きく、捜査、起訴、裁判（公判）の三つの段階に分かれており、犯人が成人の場合、少年の場合では、これらの手続が異なります。

～犯人が成人の場合～

1 捜査

警察が犯人（被疑者）を捕まえ、証拠を集めて事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を捜査といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を被疑者といいます。

警察は必要な場合には被疑者を逮捕し、48時間以内に、被疑者を検察官に送ります（これを「送致」といいます。）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束の請求を行い（この身柄拘束を「勾留」といいます。）、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

また、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、警察は、被疑者を逮捕しないまま、取調べなど必要な捜査を行い、捜査結果を検察官に送ることとなります（この手続きも「送致」といいます。）。

2 起訴

送致を受けた検察官は、警察から送られた書類や証拠をもとに、検察官自身で被疑者の取調べなど必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を起訴、かけない場合を不起訴といいます（起訴された被疑者を「被告人」といいます。）。

起訴には、通常の裁判を請求する公判請求と、一定の軽微な犯罪について書面審理だけを請求する略式命令請求（略式請求）等があります。

また、被疑者を逮捕しない事件送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

3 裁判（公判）

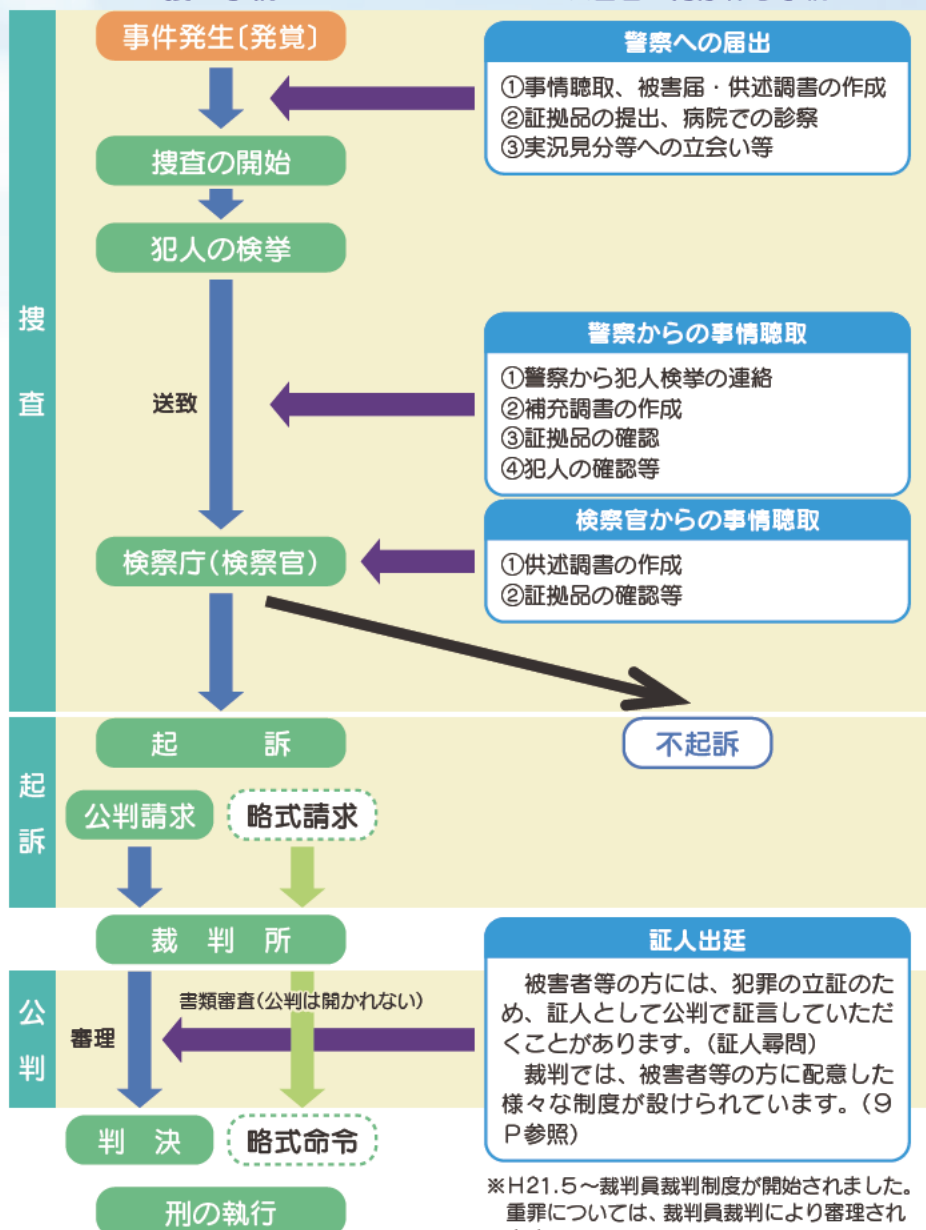
被疑者が起訴され、裁判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることとなります（これを「控訴」といいます。）。

犯罪発生から裁判までの手続

捜査手続

被害者の方が係る手続



※H21.5～裁判員裁判制度が開始されました。
重罪については、裁判員裁判により審理されます。

* 犯罪により被害にあわれた方やその家族・遺族の方をこのパンフレットでは、「被害者等」と記載します。

～犯人が少年の場合～

犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

1 捜査等

警察では、14歳以上20歳未満の少年については、刑事手続と同様に捜査を行います。
法定刑が懲役 禁錮などの比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から、直接、家庭裁判所に事件を送りますが、18歳、19歳の少年については、全件検察庁経由で家庭裁判所に送ります。

2 審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について、**審判**（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、審判に呼び出す必要がないと判断された場合には、審判は行われません（これを「**審判不開始**」といいます。）。

審判を行う必要があると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、**保護処分**（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止 改善更生を図る保護観察など）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には**不処分**の決定を行います。

また、少年が凶悪な犯罪を犯した場合など、成人と同様の刑事処分をするべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します（これを「**逆送**」といいます。）。

この場合、少年は原則として裁判にかけられ、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

犯人が14歳未満の少年である場合

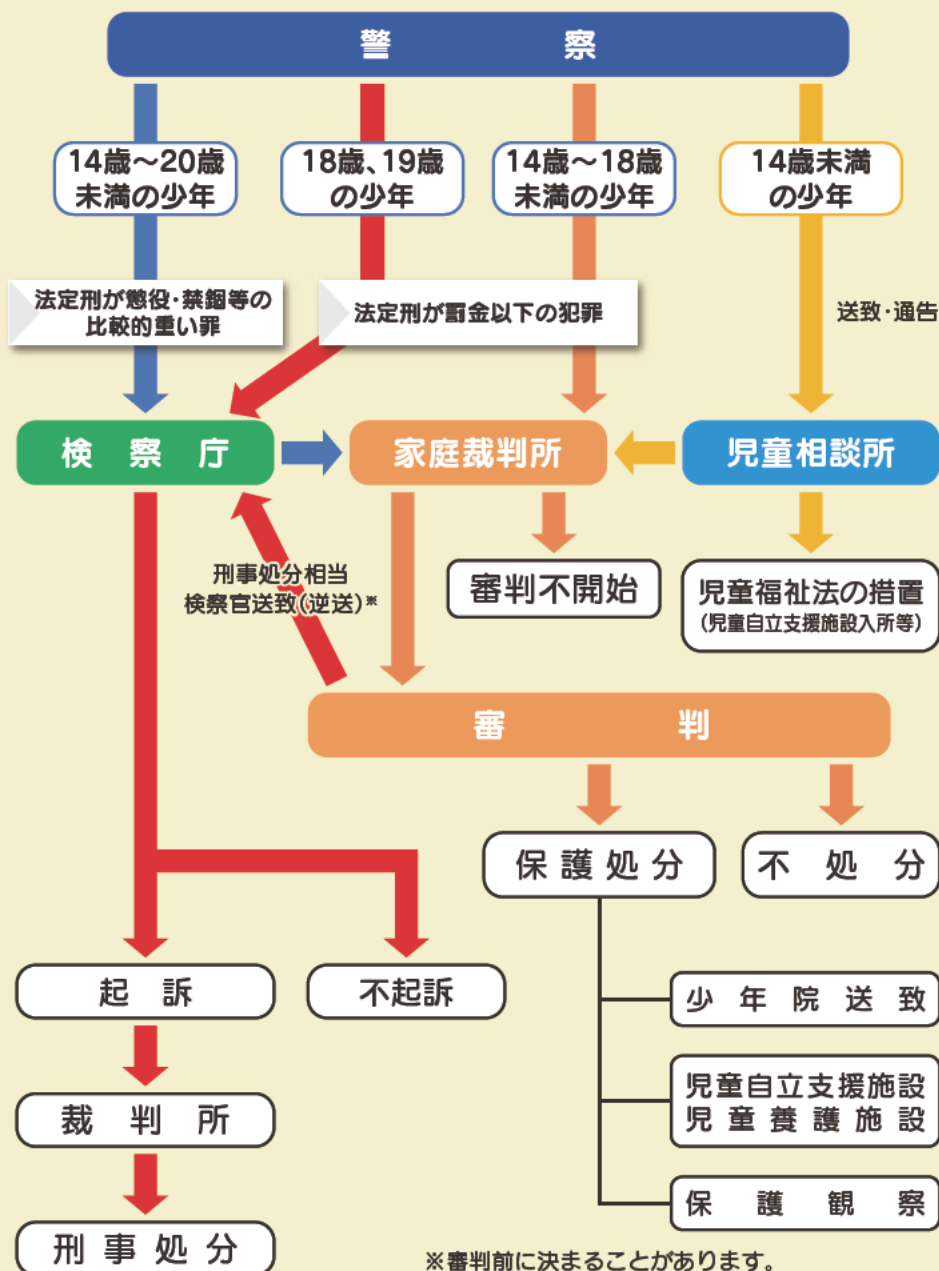
1 調査等

14歳未満の少年については、法律上罰することができないため、警察において**調査**を行います。14歳未満の少年については、逮捕などの身柄拘束はできませんが、押収 搜索などの強制処分ができます。警察は、調査の結果、事案を児童相談所に**通告**することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと思われるときは、事案を児童相談所に**送致**します。

2 児童相談所における措置

送致又は**通告**を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託など）をとるほか、家庭裁判所での**審判**が必要と判断した場合は、事案を家庭裁判所に送ります。児童相談所は、警察から**送致**を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送らなければならないこととされています。家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同じように、**審判**を開始するかどうかの決定を受けます。

少年事件の手續



捜査へのご協力をお願い

皆様には、刑事手続上必要なご協力をお願いすることになりますが、そのことで負担をおかけすることもあるかと思えます。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、ご協力をお願いします。具体的には次のようなことがあります。

1 事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思えますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものです。

詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いします。

- 警察に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではという不安をもたれるかもしれませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。
- 被害にあわれた女性の方で、女性警察官による事情聴取を希望される場合や、お子さんが被害にあい、事情聴取に親の同席を必要とお考えの場合には、捜査員にご相談ください。
- 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が犯人を裁判にかけようかどうかの判断をするために重要なものですからご理解ください。

2 証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。

犯罪を証明するために必要となりますので、ご協力をお願いします。

- 提出していただいた証拠品^{かんぶ}については、保管する必要がなくなった段階でお返しいたします（これを「**還付**」といいます。）。
- 証拠品をまだ保管する必要がある場合でも、請求があれば、仮にお返しできる場合もあります（これを「**仮還付**」^{かりかんぶ}といいます。）。
- 証拠品について、返却を望まれない場合は、「**放棄**」^{ほうき}の手続をとることもできます（これを「**所有権放棄**」^{しよゆうけんほうき}といいます。）。

3 実況見分等への立会い

警察官が犯罪の現場等について確認をする際に立会いをしていただくことがあります。(現場等の状況を確認することを「**実況見分**」^{じつぎょうけんぶん}といい、裁判所の令状に基づいて行う確認を「**検証**」^{けんしやう}といいます。)

ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪を証明するために行うものですので、ご協力をお願いします。

4 裁判での証言

犯罪の証明のため、裁判(公判)で証言していただくことがあります(これを「**証人尋問**」^{しやうにんじんもん}といいます。)

裁判では、被害者等の方に配慮した様々な制度があります。詳しくは、「被害者等の方々」が利用できる制度【検察庁・裁判所等】(P 9)をお読みください。

被害者等の方々が利用できる制度

警察関係

1 被害者等の負担の軽減

犯罪により傷害等を負った場合に、次の医療費等について経費を支給し、被害者等の方の費用負担を軽減しています。

- ・ご家族を亡くされた方…検案書料・遺体搬送費・遺体修復費
- ・傷害(全治1か月以上の負傷)等を負われた方…初診料・診断書料
- ・性犯罪被害にあわれた方…初診料・診断書料・検査費・緊急避妊費用等

支給内容については、各都道府県によって異なりますので、詳しくは事件を担当する警察署又は警察本部にお問い合わせください。

2 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって不慮の死を遂げた被害者のご遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた被害者の方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

給付金は一時金として支給されるもので、その種類は次ページのとおりで。

遺族給付金 … 遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）に支給

重傷病給付金 … 重傷病（加療1か月以上、かつ、3日以上入院を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1か月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った被害者の方に、3年間を限度として、保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額（上限120万円）を支給

障害給付金 … 国家公安委員会規則で定められた障害（障害等級第1～14級）の残った被害者の方に支給

給付金の減額・調整

親族間の犯罪や被害者にも原因があると認められる場合などは給付金の全部又は一部が支給されないこともあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金とが調整されます。

申請先

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行います。実際の手続きとしては、住所地を管轄する警察本部又は警察署に、申請書と必要書類を提出することとなります。

申請期限

犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の不自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請することができます。

3 被害者支援担当官制度

殺人、不同意性交等（旧罪名：強制性交等）、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故などの専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者等への付添い、ヒアリングなどの事件発生直後における被害者支援活動を行う制度です。

付添い

- ・医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い
- ・実況見分等の立会い
- ・自宅等への送迎

ヒアリング

- ・心配事の相談受理（身の回りの世話など）
- ・事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助

他機関との連携

民間被害者支援団体、部外のカウンセラー等の紹介、引継ぎ

4 被害者連絡制度

警察では、殺人、不同意性交等（旧罪名：強制性交等）、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪などの重大な交通事故事件の被害者等の方に対して、適時適切に、次の事項について連絡する制度です。

制度についての連絡

事情聴取を行った捜査員が、刑事手続及び被害者のための制度について説明・連絡します。

捜査状況

犯人が捕まっていない場合には、捜査に支障のない範囲で捜査状況について連絡します。

犯人の検挙状況

犯人を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲で検挙状況、被疑者の氏名などについて連絡します。

逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴などの処分結果、事件を担当する裁判所などについて連絡します。

※連絡を希望されない場合には、捜査員にその旨お話しください。

犯人が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

5 再被害の防止・保護対策

被害者等の方が、再度、同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがあると認められる場合には、被害者等の方を「**再被害防止対象者**」に指定し、重点的な防犯指導や必要に応じた警戒措置を行います。また、指定された方から要望があった場合や防犯上必要な場合には、加害者の釈放などに関する情報を提供して、安全の確保に努めています。

また、加害者が暴力団関係者で、暴力団などから仕返しを受けるおそれがある場合には、被害者等の方を「**保護対象者**」に指定し、暴力団などからの保護に必要な措置を行い、被害の未然防止に努めています。

加害者や暴力団などから、生命、身体などに危害を加えられるような脅しなどを受けた場合やそのおそれがある場合には、すぐに警察へ通報・相談してください。

6 配偶者からの暴力、児童虐待等の被害者の保護

配偶者からの暴力事案（DV事案）や、児童虐待、ストーカー事案などの被害にあわれた方の安全確保については、必要に応じて、児童相談所や他の行政機関と連携の上対応しています。

7 一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど住むことが困難で、自ら住む場所が確保できない場合などは、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供する制度があります。

8 カウンセリング制度

犯罪被害が原因となって、不安や悩み事などを抱えている被害者等の方について、精神的回復を支援するため、精神科医等の専門家によるカウンセリングを行っています。

被害者等の方々が利用できる制度

検察庁・裁判所等

1 裁判で利用できる制度

被害者等の方には、裁判（公判）において、証人として証言していただくことがあります（これを「証人尋問^{しょうにんじんもん}」といいます）。裁判では、被害者等の方に配慮した、次のような制度があります。

証言の際の付添い

裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうことができます。

遮へい物・モニターを通じての証言

被害者等の方が被告人^{ぼうちょうにん} 加害者や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうことや別室からビデオモニターを通じて証言することができます。

事件記録の閲覧・コピー

被害者等の方は、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。また、民事の損害賠償請求のため必要がある場合には、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。

犯罪被害者等に関する情報の保護

性犯罪などの被害者の方は、氏名などについて、公開の裁判で明らかにしないよう、裁判所に申し出ることができます。

意見陳述^{いけんちんじゆつ}

裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。

公判の優先傍聴

被害者等の方の申し出があれば、公判を優先して傍聴^{ぼうちょう}することができるように、できる限りの配慮がされます。

示談内容を刑事裁判調書へ記載すること

被告人と示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。

冒頭陳述の要旨を記載した書面の受領

検察庁で、ぼうとうちんじつ冒頭陳述の内容を記載した書面を受け取ることができます。

被害者参加制度

一定の犯罪の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として、刑事裁判に参加することができます。一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、意見を述べたりすることができます。

被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等の方は、公判への出席や被告人質問などを弁護士に依頼することもできます。資力が乏しい場合には、裁判所に対し、弁護士の選定を請求することができます。弁護士の報酬などは、国が負担することになります。

損害賠償命令制度

一定の犯罪の被害者等の方は、裁判所に対し、その犯罪行為により受けた損害について、損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

少年犯罪による被害者等の制度

- ・事件記録の閲覧、コピーができます。
- ・裁判官等に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- ・一定の犯罪行為の被害者等の方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。
- ・少年審判の状況について説明を受けることができます。
- ・少年審判の結果等の通知を受けることができます。

問い合わせ先

担当の検察官や裁判所にお問い合わせください。

～刑事訴訟法等の一部改正に伴う犯罪被害者等・証人に対する保護措置の導入～

1 証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入(平成28年12月1日から開始)

検察官が弁護人に対して証人の氏名等を開示する場合、加害等のおそれがあるときは、証人の氏名・住居等を被告人に知らせない条件を付して開示することができます。特に必要があるときは、弁護士にも知らせず、代替的な呼称や連絡先を弁護人に開示することができます。

2 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入(平成28年12月1日から開始)

裁判所は、証人に対する加害等のおそれがある場合、証人の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定ができます。

2 検察庁における被害者支援員制度

被害者等の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内 付添い 事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の方々の状況に応じて精神面、生活面 経済面などの支援を行っている関係機関や団体を紹介するなどの支援活動を行っています。

問い合わせ先

担当の検察官や各検察庁に設置されている被害者ホットラインにお問い合わせください。

3 被害者等通知制度

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所には、被害者等の方々の希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪確定後の加害者の処遇状況などについて通知する制度があります。

通知を受けることができる事項(刑事事件)

- 事件の処分結果
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判の結果
- 身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等
- 刑の執行終了の予定年月
- 受刑中の刑事施設における処遇状況
- 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項等

通知を受けることができる事項(少年事件)

- 収容されている少年院の名称等の事項
- 少年院在院中の教育状況等に関する事項
- 出院に関する事項
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項等

問い合わせ先

刑事事件については、事件を取り扱った検察庁となります。

少年事件については、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所となります。

4 被害者等に対する出所情報等の通知

検察庁において、被害者等の方々が再び被害にあうことのないように転居その他の人との接触を避ける措置をとる必要があり 検察官が通知を行った方がよいと認めたときには、受刑者の釈放予定の時期や釈放された後の住所地について通知がなされることがあります。

問い合わせ先

担当の検察官や各検察庁に設置されている被害者ホットライン等にお問い合わせください。

5 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

心神喪失等の状態で一定の重大な犯罪を行った者が心神喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合には、検察官は、その者 医療の要否などを決定する審判を行うように、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害にあわれた方等は、申出をすることによって、この審判を傍聴することができ、また、審判の結果などについて裁判所からの通知を受けることができます。

問い合わせ先

担当の検察官や裁判所にお問い合わせください。

6 検察審査会の審査申し立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をする場合があります。

検察審査会は、検察官が行った不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。また、被害者等からの申立てがなくても、新聞記事などをきっかけに自ら審査を始めることもあります。検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。

問い合わせ先

担当する検察審査会事務局までお問い合わせください。

7 意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するための審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見などは、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定などに当たって考慮されます。

問い合わせ先

各保護観察所にお問い合わせください。

8 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。

保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

問い合わせ先

各保護観察所にお問い合わせください。

9 プライバシー侵害等に対する人権救済制度

被害者等の方が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関は、相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう勧告するなどの救済のための措置を講じています。

問い合わせ先

各法務局の人権擁護相談窓口にお問い合わせください。

被害者等の方々が利用できる制度

その他の機関

1 民事上の損害賠償請求制度

犯罪は 他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を与える行為なので、民法上の不法行為（民法第709条）に該当する場合があります。この場合には、被害にあわれた方等は、加害者等に対して損害賠償を請求することができます。損害賠償請求は、刑事手続とは別に被害者等の方々が申立てなどを行う必要があります。

問い合わせ先

裁判所や弁護士会にお問い合わせください。

2 暴力団犯罪に関する訴訟支援制度

暴力団員から被害を受けた方が、暴力団を相手に損害賠償請求等を行う場合、被害者側の立証負担が軽減されます。

問い合わせ先

警察本部や弁護士会にお問い合わせください。

3 税 制

医療費を支払ったり、障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税の計算において、次のような「所得控除」が認められる場合があります。

・医療費控除

納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されるもの

・障害者控除

納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合には、一定の額が控除されるもの

・寡婦（寡夫）控除

夫と死別した妻又は妻と死別した夫のうち、ある一定の方に一定の額が控除されるもの

問い合わせ先

各税務署にお問い合わせください。

4 公営住宅への単身入居、優先入居等

配偶者からの暴力事案（DV事案）の被害者については、同居親族要件が緩和され、公営住宅（都道府県営住宅 市町村営住宅）への単身での入居が可能な場合があります。

また、犯罪行為により以前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

問い合わせ先

都道府県又は市町村の公営住宅管理担当窓口までお問い合わせください。

5 福祉制度

父親を亡くしたため母子家庭となった場合には、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受けることができる場合があります。

また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活が困っている人に対しては、こんさつ困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。

問い合わせ先

住所地の自治体や福祉事務所にお問い合わせください。

6 個別労働紛争解決制度

都道府県労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関するトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、

- ・総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- ・都道府県労働局長による助言・指導
- ・紛争調整委員会によるあっせん

などを行っています。

問い合わせ先

都道府県労働局又は総合労働相談コーナーにお問い合わせください。

7 精神的被害の支援

犯罪の被害により大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても、次のような心身の反応があらわれることがあります。これらの症状は、時間の経過とともに、次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。中には様々な精神疾患（PTSD等）に発展していく場合があります。

- ・感情面
感情がわかなくなる、強い恐怖・不安、眠れない・夜間に目が覚める、孤独感・罪悪感・自責感、いらいら・怒り
- ・思考面
物事に集中できない、思考力の減退・まひ・混乱、その時の光景が何度も思い浮かぶ、事件のことを何度も夢にみる
- ・行動面
怒りっぽくなる、興奮、取り乱す、閉じこもり、飲酒や喫煙の増加、生活が不規則になる
- ・身体面
頭痛・肩こり、手足のだるさ、胃のもたれ・下痢、便秘、息苦しさ、食欲不振

問い合わせ先

各機関において、被害者等の方々の精神的被害回復を支援するために、相談窓口を設けております。詳しくは、P16「精神的被害に関する相談窓口」をご覧ください。

各種相談機関・窓口

警察における相談窓口

栃木県警察本部

☎028-621-0110

🌐 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/>

栃木県警察における各種相談の総合相談受付(県民相談室)

☎028-627-9110 又は #9110

被害者支援窓口(犯罪被害者等給付金の申請等)

☎028-621-0110 (犯罪被害者支援室)

少年に関する相談窓口(ヤングテレホン)

☎0120-87-4152

性犯罪被害者相談電話

☎0120-363-339 又は #8103

★各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援室ホームページをご参照ください。

🌐 <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>

裁判所へのお問い合わせ先

担当する裁判所にお問い合わせください。

★全国の裁判所の連絡先については、裁判所のウェブサイトをご参照ください。

🌐 <https://www.courts.go.jp/>

検察審査会へのお問い合わせ先

担当する検察審査会にお問い合わせください。

★全国の検察審査会の連絡先については、裁判所のウェブサイトをご参照ください。

🌐 <https://www.courts.go.jp/>

検察庁における相談窓口

宇都宮地方検察庁被害者ホットライン

☎028-623-6790 ※FAX での相談可

★全国の地方検察庁の被害者ホットライン窓口は検察庁ホームページをご参照ください。

🌐 <https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/utsunomiya/index.html>

保護観察所における相談窓口

宇都宮保護観察所

☎028-621-2391

★法務省の更生保護における犯罪被害者等施策ホームページをご参照ください。

🌐 https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_utsunomiya_utsunomiya.html

法務省における人権相談窓口

宇都宮地方法務局人権擁護課 ☎0570-003-110

インターネット人権相談受付窓口 (SOS-eメール)

🌐 <https://www.jinken.go.jp>

★全国の法務局・地方法務局の常設人権相談窓口は法務省ホームページをご参照ください。

🌐 <https://www.moj.go.jp>

犯罪被害者のための民間支援団体窓口（犯罪被害者等早期援助団体）

公益社団法人被害者支援センターとちぎ

☎028-643-3940

🌐 <https://www.tochigi-shien.jp/>

暴力団に関する相談

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター

☎028-627-2600

🌐 <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

DV等女性問題に関する相談（配偶者暴力相談支援センター）

とちぎ男女共同参画センター「相談ルーム」

☎028-665-8720

🌐 <https://www.parti.jp/soudan/index.html>

県の犯罪被害者等支援に関する総合相談

栃木県くらし安全安心課

☎028-623-2154

🌐 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/>

法律に関する相談

日本司法支援センター（愛称「法テラス」）

犯罪被害者支援ダイヤル ☎0120-079714（なくことないよ）

🌐 <https://www.houterasu.or.jp/>

法律や損害賠償請求等についての相談

栃木県弁護士会

☎028-689-9001（相談予約電話）

🌐 <https://www.tochiben.com/>

※相談料が必要な場合があります。

犯罪被害者の奨学金等に関する相談

公益財団法人犯罪被害者支援基金事務局

☎03-5226-1020

🌐 <http://kyuenkikin.or.jp/>

まごころ奨学金

☎03-6229-5111

🌐 <https://nf-yoho.com/>

精神的被害に関する相談窓口

栃木県精神保健福祉センター

☎028-673-8785

ストレスによる不適応等の心の問題についての相談

こころのダイヤル（精神保健福祉センター内）

☎028-673-8341

精神的な不安や悩みなど、心の健康についての相談

公益社団法人被害者支援センターとちぎ

☎028-643-3940

犯罪被害に遭われた方の悩みごとや心配ごとに対する相談
病院・裁判所等への付添いなど

とちぎ男女共同参画センター「相談ルーム」

☎028-665-8720

女性の悩みや心配ごとに関する総合相談
弁護士・女性医師等による専門相談（要予約）
配偶者からの暴力についての相談や情報提供

性犯罪被害者相談電話（警察本部内）

☎0120-363-339 又は #8103

性犯罪被害等による精神的不安や悩み事

県や市町による見舞金制度

栃木県内の見舞金制度のお問い合わせ先

R7.4.1現在

見舞金制度とは、殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡された方のご遺族、又は重傷病を負われた方が、被害後に直面する経済的な負担の軽減を目的とする制度です。

見舞金の対象については県、各市町によって異なりますので、県や各市町にご確認ください。

〈栃木県〉

- 暮らし安全安心課 ☎028-623-2154

〈市町〉

- 宇都宮市
生活安心課 ☎028-632-2137
- 足利市
市民生活課 ☎0284-20-2190
- 栃木市
交通防犯課 ☎0282-21-2151
- 佐野市
危機管理課 ☎0283-20-3056
- 鹿沼市
生活課 ☎0289-63-2122
- 日光市
生活安全課 ☎0288-21-5112
- 小山市
市民生活安心課 ☎0285-22-9282
- 真岡市
暮らし安全課 ☎0285-83-8110
- 大田原市
危機管理課 ☎0287-23-9301
- 矢板市
生活環境課 ☎0287-43-1114
- 那須塩原市
交通防犯課 ☎0287-62-7126

●さくら市	
生活環境課	☎028-681-1126
●那須烏山市	
総務課	☎0287-83-1117
●下野市	
安全安心課	☎0285-32-8894
●上三川町	
地域生活課	☎0285-56-9129
●益子町	
総務課	☎0285-72-8826
●茂木町	
総務課	☎0285-63-5632
●市貝町	
総務課	☎0285-68-1111
●芳賀町	
総務課	☎028-677-6029
●壬生町	
生活環境課	☎0282-81-1826
●野木町	
総務課	☎0280-57-4112
●塩谷町	
くらし安全課	☎0287-45-1115
●高根沢町	
地域安全課	☎028-675-8110
●那須町	
保健福祉課	☎0287-72-6917
●那珂川町	
総務課	☎0287-92-1111

※県外の見舞金制度については、各都道府県市区町村にお問い合わせください。

